

徳島県教育委員会規則第一号

徳島県学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十日

徳島県教育委員会教育長 中 川 齊 史

徳島県学校運営協議会規則の一部を改正する規則

徳島県学校運営協議会規則（令和二年徳島県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。